国内経済金融

民間金融機関における地方公共団体貸付の動向

一瀬　裕一郎

はじめに

07～09 年度の 3 年間限定の臨時特例措置として、公的資金の補償金免除繰上償還が実施されている(注1)。同措置の目的は、地方公共団体（以下「地公体」という）に貸付けられた高金利地方債（証書形式を含む）の公債費負担を軽減することである。地公体には繰上償還の財源として、民間等資金への借換が認められている。それゆえ繰上償還の実施に伴い、民間金融機関の地方公共団体向け貸付（以下「地公体貸付」という）残高が増加している。本稿では、地方債残高の概況を踏まえた上で、補償金免除の概要と民間金融機関への影響について検討したい。

資金別にみた地方債残高の現状

06 年度末の地方債の残高の合計は 198.7 兆円となっている（図表 1)。資金別にみると、政府資金が 91.0 兆円（45.8%）と最も多く、ついで市中銀行の 39.2 兆円(19.7%)、市場公募の 31.9 兆円（16.1%)、となっている。なお、資金の一部が今回の特例措置の対象となる公的資金は、政府資金と公営企業金融公庫あわせて全体の 58.2%を占めている。

図表1 資金別地方債残高 (06年度末)

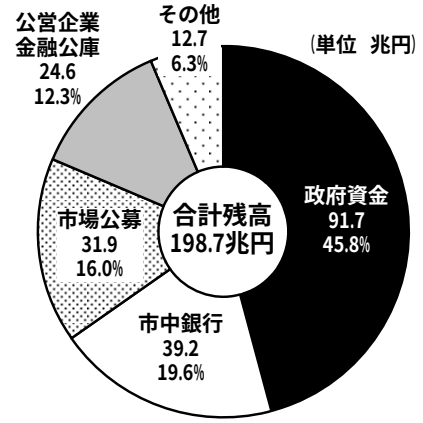

(資料)　地方債協会パンフレットより作成

「地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除」とは

公的資金の繰上償還の中で、資金別にみた地方債現在高が最も大きく、また今回の措置での繰上償還額が最も大きい財政融資資金（以下「財融資金」という）についてその概要を紹介したい。

昨今、地公体の財政事情は厳しさを増している。それを踏まえ、07 年度から 09 年度までの臨時特例措置として、地公体に貸付けられた財融資金の一部を対象に「地方向け財融資金の繰上償還に係る補償金免除」が実施されている(注2)。

繰上償還の対象となる財融資金は、92 年 5 月 31 日までに貸付けられた金利 5%以上の財融資金である。

臨時特例措置を利用するには、地公体は徹底した行政改革・経営改革を実施等、以下の 4 条件を満たさねばならない。第 1 に、抜本的な行政改革・事業見直しが行われることである。第 2 に、繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財融資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されることである。第 3 に、財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されることである。第 4 に、財政状況の厳しい団体につ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載･複製を禁じます

いて、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行財政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められることである。

繰上償還の実施年度は、地公体の実質公債費比率や貸付けられた財融資金の金利水準によって異なる（図表 2)。07 年度（08 年 3 月 25 日繰上償還実施）には金利 7%以上の財融資金について、08 年度（09 年 3 月 25 日繰上償還実施）には金利 6%以上 7%未満の財融資金について、繰上償還が実施された。09 年度(10 年 3 月繰上償還実施予定)には金利 5%以上 6%未満の財融資金について同様の繰上償還が実施される見込みである。

図表2 繰上償還の対象となる地公体と地方債

地方債金利	対象団体の実質公債費比率		
	15%		18%
7%以上		08年3月に繰上償還	
6%以上7%未満		09年3月に繰上償還	
5%以上6%未満			10年3月に繰上償還

(資料) 財務省webサイトより作成。
(注) 1 財政力指数が1.0以上の地公体は対象外。
2 実質公債費比率が15%未満の地公体については、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数が0.5以下等の地公体に限る。
3 合併市町村については対象団体要件を緩和。
4 公営企業会計に貸付けられた財政融資資金にも、普通会計に貸付けられた同資金と同様の要件を適用。

財融資金の繰上償還実績

財融資金の繰上償還をする場合には、地公体は財務省へ財政健全化計画等を提出し、承認を受けなければならない。07、08 年度に財務省が補償金免除を承認した地公体数はのべ 1,714 団体、繰上償還申請額は 3 兆 2,199 億円、補償金免除見込み額は 5,740 億円程度となっている。

財務省の承認を受けたもののうち、08 年 3 月には 1,346 団体が 1 兆 2,874 億円を繰上償還し、補償金免除相当額は 2,476 億円であった（図表 3)。また、09 年 3 月には 1,363 団体が 1 兆 3,225 億円を繰上償還し、補償金免除相当額は 3,652 億円となった。地域別にみると、関東、近畿などの都市圏で繰上償還額が大きく、それ以外の地域で小さくなっている。

10 年 3 月には、すでに財務省の承認を受けたが、まだ繰上償還されていない 6,100 億円に加え、09 年度に新たに承認を受けるものが繰上償還されるとみられる。

図表3 過年度の補償金免除実績

(単位 団体、億円)

地域	07年度			08年度		
	団体数	繰上償還額	補償金免除相当額	団体数	繰上償還額	補償金免除相当額
全国	1,345	12,852	2,471	1,363	13,255	3,652
北海道	112	981	183	131	1,028	253
東北	191	1,302	250	199	1,654	454
関東	218	2,801	558	203	2,132	605
北陸・東山	169	1,079	203	169	1,706	471
東海	83	997	187	84	1,044	304
近畿	185	2,639	505	173	2,237	624
中国・四国	176	1,328	251	179	1,808	478
九州・沖縄	211	1,726	335	225	1,647	463

(資料) 財務省webサイトより作成。

民間金融機関で地公体貸付が増加

高金利の財融資金を繰上償還する際に、自己資金では賄えず、民間金融機関から低金利の資金を借入れる地公体がみられた。その影響で民間金融機関の地公体貸付残高が 08 年 3 月に大幅に増加している（図表 4、5)。07 年 12 月末の国内銀行における地公体貸付残高の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます

前年比増加額は 7,891 億円であり、前年比増加率は 5.8%であった。ところが、補償金免除が実施された 08 年 3 月末にはそれぞれ 18,119 億円、12.3%へと大幅に増加・上昇した。信用金庫についても同様であり、07 年 12 月末の前年比増加額は 2,671 億円、前年比増加率は 13.1%であったが、08 年 3 月末にはそれぞれ 4,551 億円、19.5%へと増加・上昇した。

図表4 国内銀行の地公体貸付の前年比増加額と増加率の推移

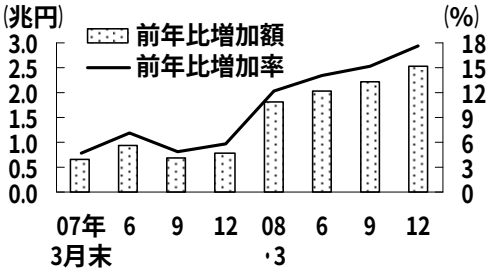

(資料) 日本銀行webサイトより作成。

図表5 信用金庫の地公体貸付の前年比増加額と増加率の推移

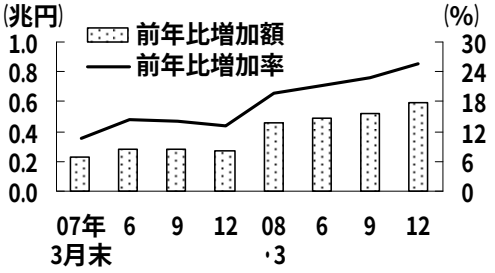

(資料) 日本銀行webサイトより作成。

地域金融機関が地公体貸付を伸ばす

07 年 3 月末および 08 年 3 月末決算（連結ベース）の数値から、民間金融機関の業態別に貸出金合計残高と地公体貸付残高の動向をまとめた（図表 6）。この表から以下の点が指摘できる。

第 1 に、08 年 3 月末には、すべての業態において、地公体貸付残高の前年比増加率が、貸出金合計残高の前年比増加率を上回っていることである。特に、都銀および信金では貸出金合計残高の前年比増加率がそれぞれ△0.3%、△0.0%とマイナスとなったが、地公体貸付残高の前年比増加率はそれぞれ 12.1%、18.6%と二桁のプラスとなっている。

第 2 に、貸出金合計残高の増加に対する地公体貸付の寄与が大きいことである。08 年 3 月末に前年同月末比で貸出金合計残高が減少した一方で、地公体貸付残高が増加した都銀および信金で、地公体貸付残高増加の寄与が大きいことは至極当然である。しかし、最も地公体貸付の寄与が小さい第二地銀においてすら、貸出金合計残高増加の 1/3 以上が地公体貸付残高増加によるものである。（第二地銀の貸出金合計残高の前年比増加率 1.4%に対して、地公体貸付の増加寄与率は 0.5%）

図表6 業態別にみた地公体貸付の動向

(単位 兆円, %)

	貸出金合計残高			地公体貸付残高			地公体貸付増加寄与度	地公体貸付残高シェア	
	07年3月末	08年3月末	前年比増加率	07年3月末	08年3月末	前年比増加率		07年3月末	08年3月末
	a	b	(b-a)/a	c	d	(d-c)/c	(d-c)/a	c/a	d/b
都銀	182.5	181.9	△ 0.3	2.1	2.4	12.1	0.1	1.2	1.3
地銀	134.2	136.5	1.7	9.9	10.8	8.8	0.7	7.4	7.9
第二地銀	31.8	32.3	1.4	1.2	1.4	13.2	0.5	3.9	4.4
信金	63.5	63.5	△ 0.0	2.3	2.7	18.6	0.7	3.6	4.3

（資料） 日経NEEDS-Financial QUESTより作成。
（注）1 連結決算ベースの値を用いた。
2 都銀は3メガバンク，りそな銀行，あおぞら銀行，みずほコーポレート銀行の6行。
3 地銀は地銀協加盟の64行，第二地銀は第二地銀協加盟の44行。

第 3 に、08 年 3 月末には、すべての業態において、地公体貸付残高が貸出金合計残高に占めるシェアが、07 年 3 月末と比べて上昇していることである。都銀では 07 年 3 月末の 1.2%から 08 年 3 月末の 1.3%へと 0.1%pt の小幅上昇に留まる。一方で、

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます

地公体貸付のシェアが、信金では同期間に0.7%pt、地銀・第二地銀では0.5%pt と大幅に上昇している。地域金融機関において、貸出金の中で地公体貸付の位置が大きくなっているといえよう。

貸出金合計残高に占める地公体貸付残高のシェアの上昇幅が大きい金融機関について業態別にみると、地域金融機関では東北地方および九州地方の金融機関が多い（図表7)。地公体以外の資金需要の多寡や、地公体貸付に対する各金融機関のスタンスの差が、地公体貸付シェアの上昇幅の差に影響をしているとみられる。

図表7　業態別にみた地公体貸付シェア上昇幅上位3位の金融機関

（単位　%）

金融機関	項目	シェア上昇幅	地公体貸付残高シェア	
			07年3月末	08年3月末
		b-a	a	b
都銀	三井住友銀行	0.37	1.23	1.60
	りそな銀行	0.14	1.77	1.91
	みずほ銀行	0.11	0.86	0.97
地銀	青森銀行	2.82	22.93	25.75
	宮崎銀行	2.47	13.16	15.63
	十八銀行	2.39	10.72	13.10
第二地銀	佐賀共栄銀行	4.37	6.47	10.84
	仙台銀行	3.02	14.50	17.52
	高知銀行	2.09	6.48	8.56
信金	吉備信用金庫	10.99	4.68	15.67
	宮城第一信用金庫	9.78	5.24	15.02
	加茂信用金庫	7.40	10.13	17.53

（資料）　図表6に同じ。

おわりに

以上、国内銀行および信金における地公体貸付の動向について述べてきた。

01年の財政投融資改革以降に財政投融資資金の縮小を受けて、地公体が資金調達先を公的金融機関から民間金融機関へとシフトさせてきた。07年度から実施されている財融資金の繰上償還はこの流れを一層加速させているといえよう。

確かに、金融機関にとって地公体貸付には貸出金残高を大幅に増加させられるというメリットはある。しかし、地公体貸付には長期固定金利が多く、ＡＬＭ上の金利リスクを不可避に抱え込まざるをえない。金利リスクというデメリットを熟慮した上で、地公体貸付に対応していく必要があろう。

また、従来、地公体貸付には暗黙の政府保証が付与されており、リスクが極めて小さい貸付であると考えられてきた。しかし、地方財政健全化法の施行後に公表された財政健全化指標によって地公体ごとの財政状況が浮き彫りとなっており、地公体貸付の様々なリスクが小さいとは言えないケースがみられる(注3)。従って、民間金融機関は、地公体ごとの財政状況を考慮した上で、地公体貸付に対応していく必要があろう。

(注1)　ここでいう公的資金とは、財融資金（旧資金運用部資金)、旧簡易生命保険資金、および公営企業金融公庫資金である。財融資金および旧簡易生命保険資金については07～09年度に補償金免除繰上償還が実施され、公営企業金融公庫資金については07～08年に補償金免除繰上償還および公営企業借換債発行が実施される。

(注2)　通常、地公体が財融資金を繰上償還する場合には、将来利子相当額を補償金として支払う必要があった。

(注3)　例えば、飯塚（2009）は、夕張市において「多数の金融機関と同市との間で債務調整が行われた」としている。

＜参考資料・webサイト＞

- 伯野卓彦（2009）『自治体クライシス 赤字第三セクターとの闘い』
- 飯塚徹（2009）「金融危機下で増加する地方自治体貸付に潜むリスク」『金融財政事情』
- 財務省webサイト
- 総務省webサイト
- 日本銀行webサイト
- 東京商工リサーチwebサイト

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載･複製を禁じます